

第611回 統計審議会議事録

1 日時 平成15年11月14日(金) 14:00~16:00

2 場所 総務省第1特別会議室(中央合同庁舎第2号館8階)

3 議題

(1) 庶務事項

- 1) 統計審議会専門委員の発令について
- 2) 部会に属すべき専門委員の指名について

(2) 諮問事項

- 諮問第293号「平成16年に実施される全国消費実態調査の計画について」

(3) 答申事項

- 諮問第291号の答申「平成16年に実施される国民生活基礎調査の計画について」(案)

(4) 部会報告

(5) その他

4 配布資料

- 1) 統計審議会専門委員の発令について
- 2) 部会に属すべき専門委員の指名について
- 3) 諮問第293号「平成16年に実施される全国消費実態調査の計画について」
- 4) 諮問第291号の答申「平成16年に実施される国民生活基礎調査の計画について」(案)
- 5) 部会の開催状況
- 6) 指定統計調査の承認等の状況(平成15年10月分)
- 7) 平成15年9月指定統計・承認統計・届出統計月報(第51巻・第9号)
- 8) 指定統計の公表実績及び予定

5 出席者

【委員】竹内会長、廣松委員、篠塚委員、舟岡委員、飯島委員、須田委員、菅野委員、清水委員、新村委員、西村委員

【統計審議会会議内規第2条の規定による出席者】

総務省会田消費統計課長、厚生労働省坂田統計情報部長、
同大橋国民生活基礎調査室長、農林水産省河崎統計企画課長、
経済産業省石田統計企画室長、国土交通省矢島企画調整室長、
東京都古河統計部長

【事務局(総務省統計基準部)】

総務省堀統計企画課長、同熊埜御堂統計審査官、同山本統計審査官

6 議事

<大臣就任あいさつ>

審議に先立って、平成15年9月22日の新内閣発足により、新しく総務大臣に就任された麻生大臣からあいさつがあった。

麻生大臣) 9月22日の日に総裁選挙の後を受けて総務大臣を拝命したが、その後衆議院が解散され、11月9日の総選挙の投票日まで1か月間ほど全国をあちこち歩いた。お陰様で再選をされ、そのまま閣議で留任ということにあいなり、総務大臣を引き続きさせて

いただくことになった。

常日頃、大勢の方々に統計に携わっていただいております、竹内会長を始め、統計のいろいろな行政分野に関してお力添えを頂いている方がここにお集まりであるが、皆様方にとっては当たり前の話かもしれないが、やはり統計の数字がきちんとしているということはとても大事なことであり、これを基にして経済計画などいろいろな企画を行うことになる。

7年ほど前、私は経済企画庁の長官をしていた。あの長官室というのは、ものすごく外国人のお客の多いところであり、お見えになる方が必ず言われるのは、経済資料の作り方を教えてほしいということである。経済企画庁では、これらの指導のために、それこそ何十か国にも職員を出向させており、それらの国の人たちが経済計画を作る際には、「こういう資料がある」、「その資料の基として、こういう資料がなければならぬ」、「その基の資料はこうやってとる」というようなことを全部指導していた。各国では、みんなその統計資料を基にして計画を立てており、特に発展途上国においては、統計資料というのは極めて不完全な状態にあるため、どうすれば完全なものになるのかということを知りに来る、若しくは人を送って知りに来させるといったように、いろいろな意味で、私どもとして当たり前の話が他の国から見たら極めて精査されたものだということを感じ、経済企画庁にいた間、大変参考になった記憶がある。

今、私どもの方も時代の変化とともに、必要な統計資料というものも変わってきており、また、インターネット等いろいろな機械技術、情報技術の進歩も著しい。また、今までと違って、日本の国が発展してきたところの前提条件が大きく変わってきており、工業化社会が終わった、冷戦が終わった、インフレが終わった、少子高齢化が始まった等々、明治から今日まで日本の中央集権の下でやってきた制度自体が、これからの時代に合っているかどうかということを考えなければならない時代に入ってきていると思う。

そういった中であって、必要とされる統計資料についても、従来どおり当然きちんと作成しておかなければならない統計資料のほか、新しくこういう資料が必要ではないかというものもあり、いろいろな意味で考えなければならない。

また、統計資料は、集める方の事情もあるが、集められる側にとっても手間ひまが掛かるものである。私も会社の社長をしているが、会社には調査の依頼がいっぱい来るため、そのために社員を1人割かなければならないなど手間のかかるものであると、代議士になる前はつくづくそう思っていた記憶がある。統計調査がインターネットやいろいろなもののできるような時代になったので、統計を集められる側の負担の部分も配慮して、より効率的なものにしていただきたいと思います。

いずれにしても、多岐にわたって審議をお願いすることになると思うが、是非皆様方のお力添えを頂き、この審議会が極めて有効なものになることを心から期待をして、ごあいさつに代えさせていただきます。

(麻生大臣退室)

(1) 庶務事項

1) 統計審議会専門委員の発令について

竹内会長から、統計審議会専門委員が、資料1のとおり発令された旨報告があった。

2) 部会に属すべき専門委員の指名について

竹内会長から、資料2のとおり部会に属すべき専門委員の指名を行った旨報告があった。

(2) 諮問事項

○ 諮問第293号「平成16年に実施される全国消費実態調査の計画について」

総務省統計局統計基準部の熊埜御堂統計審査官が、資料3の諮問文の朗読及び補足説明を行った。続いて、総務省統計局統計調査部の會田消費統計課長が調査計画の説明を行った。

[質 疑]

舟岡委員) 細かい点についての質問であるが、個人の加入する医療保険、あるいは車両等の自動車保険について、保険金を受け取った場合、収入・支出にどのように計上するのか。公的な健康保険からの受取りは、集合的消費として扱って、個人の収入と支出のいずれにもカウントしていない。個人の加入する保険から支払われる保険金についてどのように扱っているのかを教えてください。

それから、意見、要望としてであるが、全国消費実態調査の調査票の設計自体はかなり完成されたものであり、情報量の非常に豊富な優れた調査だと思う。この調査については、マイクロデータとしての活用がこれまでも数多く行われており、その結果についてもいろいろ面白い報告がなされている。集計内容については、メーカーサイドであればどうしても従来を踏襲するという形になり、その時代の要求する内容を結果として集計して公表することまではなかなか手が回らないと思うが、マイクロデータを活用した面白い分析事例について、それを継続的に集計して提供することに意味があるならば、是非検討して公の集計事項として提供してもらえると有り難い。

會田課長) 舟岡委員の御質問の内容を確認させていただくが、例えば車両保険に加入しているものが車両事故を起こしたときに、保険会社からお金を受け取って、それを修理会社に支払ったりするような場合のことか。

舟岡委員) 保険加入者本人が直接お金を受け取って修理会社に支払う手続きであれば、収入・支出という概念で家計もとらえやすいと思うが、家計を通さずに保険会社から修理会社に直接支払われた場合に、それをきちんと捕捉できているのかどうか。そもそもそういうものについては、収入・支出として両立してない扱いになっているのかどうか、について伺いたい。

會田課長) 原則的には、お金が一度本人の世帯に入ってから修理会社に支払うにしても、直接支払うにしても、保険からお金が出ているので、一旦は収入として計上していただき、その後、修理会社に対して消費支出として支払いをするというのが原則であり、分かる限りそのように書いていただくことにしている。ただ、本人の世帯を経由せずに、保険会社から修理会社に直接支払った場合について漏れないかということ、その辺は完全であるとは言いにくい面はあると思う。

竹内会長) それは、どの部分までそういうことになるのか。当然、公的な保険の部分は入らないという理解でよいか。

會田課長) 公的なものとして、例えば組合管掌の健康保険などであれば、公的負担部分は当然入らないことになり、自分のポケットから出したものだけということになる。

竹内会長) しかし、入院費などに関しては私的な保険もあると思われるが、その場合は一応収入として計上し、その後支出として書くことになるのか。

會田課長) そのとおり。

竹内会長) 確かに、一度ポケットに入ったものについては捉まえられると思うが、ポケットに入らない部分についてはなかなか難しいのではないか。

會田課長) 一応、書いていただくようお願いをすることにはなるが、実際のところは分からない部分もあるかと思う。

竹内会長) もう一つ、公的な医療保険で高額医療費などの場合、自己負担分の払い戻しという制度があるが、今は病院で自己負担分を支払った場合に、保険のファンドで公的保険の方から一部払い戻しをしてもらえるものがある。あれは、どういう処理になっているのか。

會田課長) 実支出されたものについて、払い過ぎで後から戻って来るので、実収入の方で一応とらえる形になる。

竹内会長) 実収入として処理するということか。

會田課長) そのとおり。

竹内会長) 支出がそれだけ減ったと評価すべきであるという気もするが、それでいいのか。

會田課長) その期間内に、直近で収入があれば差し引きができると思うが、タイムラグで出てくる場合には収入として計上するという処理になると思う。

篠塚委員) 標本設計のところについて質問したいが、「単身世帯」のうち、30人以上の寮・寄宿舎に居住する単身世帯については今回減らす方向になっており、それは母集団が減ってきているからだという御説明であったが、これは第1回の調査がそもそも昭和34年ということであり、既に40年近くも経っているので、その間、産業構造も変化し、企業が社宅や寮を持っていた時代とは随分変わってきたと思われる。仮に、母集団が減ってきているという御説明のように、30人以上については確かに減っているとしても、母集団そのものの30人という枠を外して、例えば20人ならばどうなっているかといったその他の情報がどの程度あるのか、また、そもそもそういったことを調べられるものなのかどうかお伺いしたい。

會田課長) 今回であれば、平成7年と12年の国勢調査をベースに考えている。

今、確認したところでは、20人といったような途中の段階で切った集計はないということであり、それらのベースとなる母集団について数字としての手持ちはない。また、母集団として減った分については、平成7年と12年の国勢調査のときに、この定義による寮・寄宿舎については大体6割ぐらいまで減ってきているということから、このように減らしたものである。

篠塚委員) データがないということか。

會田課長) そのとおり。

篠塚委員) 了解した。仮にそうだとすると、従来から30人以上という形でとらえているが、こういう形でやるのがいいのかどうかも含めて検討する余地があるのではないかと思う。つまり、例えば学生寮のような形であれば、もっと小規模なところでは増えているケ

ースもあるかもしれないので、御検討いただきたい。

須田委員)「年収・貯蓄等調査票」についてであるが、最近、結構外貨や外債を保有する人が増えており、それが調査事項に入っていることはいいことであるが、この調査票では11月末日現在での額を記入するようになっており、為替レートについての説明がないようである。もしその為替レートをそのときの価格でということであれば、きちっとそういう説明をつけていただいた方がいいのではないか。

會田課長) 記入要領で、どのようにして換算するかということは指示する予定にしており、その辺のことは明確になるようにしたいと思っている。

竹内会長) 私の感じでは、それはなかなか難しいのではないかと思う。つまり、外貨や外債は金融機関が持っているわけであり、金融機関がそれをどのように評価するかというのはいろいろと据え置きのもがあったり、すぐには換えられないものもあるなど結構面倒なので、何月何日現在のレートでそのままというわけにはいかないこともあり、それは仕方がないと思う。

會田課長) 細かく定義して、この場合には手数料を引くと書けばいいが、なかなかそれも難しいのではないかと思う。

竹内会長) 大ざっぱにとらえることができればいいのではないか。それを正確に評価すると1236万5000円で、1238万7000円ではないというようなことまで考えなくてもいいと思う。そこまで求めるのはちょっと無理ではないかと思う。

須田委員) しかし、どう評価するかということを確認しておくことは必要ではないか。

竹内会長) ルールは記入するのに困らない程度には書いておいていただく必要があるが、ルールをやたらに細かく書いても仕方がない。

西村委員) 調査事項にインターネットを介した商品の売買の関係を入れるということは非常に重要な点だと思うが、これは以前にもお伝えしたが、このインターネットを使うということの定義が非常に難しいということがある。例えば、ヨドバシカメラがヨドバシドットコムというのをやっているが、ヨドバシドットコムを見てインターネットで買う人は余りおらず、実際にはヨドバシカメラに行って買うわけである。そういう場合だと、おそらくディスカウントストア、量販店という形になると思われる。いろいろな定義があるが、一つの定義では、そういったものを含めてインターネットを使った購買行動という形に考えることも可能なわけである。

それから、もう一つは、インターネットで最終的に契約まで行われるかどうかというような問題もある。その辺は、この新しいインターネットを取り上げる目的にも依存すると思うが、やはりかなり明快にしなければいけないと思っている。

私の個人的な興味からすると、インターネットで契約まで行われるということはインターネット社会になったときの非常に重要な点であるので、そういう部分を分かるような形で入れられないか検討していただきたい。

通信販売の中を「インターネット」と「その他」に分けるとするのは、ちょっと抵抗があるというか、先ほど言ったような意味でのインターネットという広さを本当にこれでとらえきれているのかどうかちょっと難しい問題があると思う。これは、今後の審議の中でいろいろ考えていけばいいことだとは思いますが、一応審議会の場でも明確にしておきたいと思う。

竹内会長) 今、西村委員の言われたことは、要するにインターネットを使うということを広い意味でとらえるか、狭くとらえるかによってかなり違うということであるが、実施部局の方としてはその問題についてどのようにお考えか。

會田課長) 元々が購入先ということであり、インターネットを使って情報提供をしてもらうといったことまでは含めていないので、買ったところの場所ということになる。ただ、それが家計簿上では現金支出を伴うか、クレジットカードを使ってやるかということの両方でインターネットというのは把握できるので、インターネットでクレジットカードの番号を暗号化して入れて、そこで決済するというのであれば、いわゆる掛け買いや月賦買いするという欄でインターネットについては理論的には把握できるのではないかと思う。

また、部会で、いろいろ確認させていただきたいと思う。

竹内会長) 今のところは西村委員が先ほど言われたように、インターネットで情報を入手して、それを見て店に行き買って買うという場合は、店で買った方にカウントすることになるのか。

會田課長) そのとおり。

竹内会長) それをはっきりしていればいい。

飯島委員) 先ほど須田委員がおっしゃったことと関連するが、この「年収・貯蓄等調査票」の中に時価で評価をして記入する項目が何項目かある。例えば、株やゴルフ会員権などの場合は月末の時価で評価をして記入しなさいという形になっているが、いつのタイミングの評価額で評価すればいいのかということのを是非明確にしてほしい。

會田課長) 承知した。そういったところの記入の仕方などが明確になるようにしていきたいと思う。

飯島委員) 利用されることをある程度頭に置くと若干主観が働き、中には、一番高いところで評価する人と一番安いところで評価する人が出ると思うので、その辺については比較可能なように定義を明らかにしておいた方がいいと思う。

それから、調査のねらいについては異論ないが、もう一つ考えなければいけないのは世帯主の収入欄についてであり、女性の社会進出、職場進出ということによって収入が多様化しつつある中で、この調査票でいくと、世帯主だけの収入を書くことになっている。

竹内会長) 年収票のところに、世帯主、世帯主の配偶者、他の世帯員とそれぞれ区分があるのではないか。

飯島委員) 収入ごとに、その世帯全体の収入が分かるようになっているのか。

竹内会長) 年間収入については、「年収・貯蓄等調査票」によって把握できると思う。

會田課長) 資料3の参考3に調査票の見本があるが、この中の「4 年収・貯蓄等調査票」を見ていただくと、(1)の「勤め先からの年間収入」の縦の欄に1)で世帯主、世帯主の配偶者、他の世帯員の区分があり、一応把握することになっている。

飯島委員) 子どもの場合も65歳未満で入ってくると理解してよいのか。

會田課長) そのとおり。

飯島委員) そのようになっておれば問題はないと思う。

そういった女性の社会進出等を含めて、収入の多極化がどんどん進んでいるため、

そういうものも分かるようにしておかなければいけないと思ったので、あえて申し上げます。

それから、もう一つ、家計支出の中で、少子化に伴っての消費構造の変化というのはないのか。先ほど、西村委員がおっしゃったように、家計調査の中の個人消費の動向を見ると、どんどん増えているのは情報通信関係の費用であり、衣類関係が相対的に減っている。

さらに、もう一つ、子どもの数は少なくなったが、子どもに対する教育費も、この調査時期には余り影響はないのかもしれないが、子どもがお金を使う時期になると、各家庭とも思い切ったかなりのお金を使っているなという印象を私は持っている。そういう消費行動の面で影響が出てこないかどうか、この調査票からも分かるようになることがあれば、分かるようにしてもらいたい。

會田課長) 御指摘の点は、重要なことであると思うが、家計調査と同じように全国消費実態調査もいろいろな支出の費目ごとに集計して出していくので、そこのところをユーザーの方に組み替えて御利用いただくのがいいと思う。

菅野委員) 飯島委員からの一言がちょっと気になっているが、ゴルフの会員権は貯蓄に入るのか。多分、金融資産のことを聞いていると思うが、それがどの程度の実物資産なのか金融資産なのかということについては、例えば「年収・貯蓄等調査票 2 貯蓄現在高について」の(7)の「など」に入れるべきなのか入れざるべきなのかによって、かなり違ってくる気がする。

會田課長) 金融資産としては入れない形で考えている。

竹内会長) どこかには入れるのか。

會田課長) 実物資産として考えている。全国消費実態調査の場合、金融資産だけではなく、土地なども含めて、その世帯全体の資産として把握している。

竹内会長) その全体資産の中に、実物資産としてそういうものが入ると理解してよいか。

會田課長) そのとおり。

竹内会長) 例えば、いろいろなクラブでホテルを使えるといったクラブ会員権みたいなものも実物資産として入るのか。

會田課長) そのとおり。

廣松委員) その点については、「耐久財等調査票」の中にゴルフ会員権や、今お話しがあったリゾートクラブ会員権等が入っている。

竹内会長) なるほど、分かった。

西村委員) それは、流動性という理由からか。

會田課長) そのとおり。

竹内会長) しかし、そういうものの相場、時価というのはなかなか分からないものもあると思うが、そういう場合は取得原価ということになるのか。

會田課長) 先ほどの御質問にあったように、ゴルフ会員権であれば、そのときの相場や、売買されるときに相場を書いていただくことになる。

竹内会長) リゾートクラブの会員権などもそうか。

會田課長) 一応、購入したときの金額で書いていただく形になると思う。

竹内会長) それから、先ほどの金融資産の時価でちょっと気になったことが一つある。郵便局

の定額貯金などの利子率は、10年前は随分高かったが、あれはそのときの利子を計算した額でちゃんと書いてもらうことになるのか。

會田課長) 利子の分は入れないで書いていただくように指導している。

竹内会長) 利子の分は入れないようにしないと、とても計算が面倒くさくなり、10年の満期の場合に金利がいくらで、あと2年後に満期になるが、今はいくらになると言われたって大変なので、それは仕方がないということであろう。

西村委員) ただし、その期間利子を受け取った場合には、その受け取った額の利子を書くことになるのか。

會田課長) 利子は実収入の方で書くことになる。

竹内会長) 固定利払いの国債みたいなものの利子は、ちゃんと収入として計上されるが、満期になったら増えて戻ってくるようなものであっても、今、満期になる途中のものであれば、元々の額面だけで書くということだろう。貸付信託なども同様で、支払をしたものは書けるが、支払をしてない分は額面だけにしておくということになり、それは仕方がないことだ。

舟岡委員) 先ほどの飯島委員の質問に関連してであるが、この全国消費実態調査の結果を基に、世帯の不平等度を表わすジニ係数を何年か前から公表しているが、ジニ係数の数字の推移をみると、それぞれの世帯類型間の不平等が大きくなったことよりも、むしろ世帯類型の構成比が大きく変わってきたことが強く影響していると思われる。それに伴って、世帯を単位とするよりも個人を単位として同じ年齢階層の中で所得の不平等度がどうなってきたかということにかなり関心が移ってきている。

その際、他の世帯員について、65歳以上、65歳未満という形で一括して年間収入がとられているので、個人ベースの所得について就業者の数で割って1人当たり、例えば2人いたら2分の1、3人いたら3分の1とするというような形で所得を配合せざるを得ず、正確な情報が失われることを危惧している。

私の記憶では、何回か前の全国消費実態調査においては、世帯員ごとに収入をとらえていたときもあったように思う。

すぐにとというのは無理かもしれないが、どこかでその必要性和調査客体の負担を天秤にかけ、その種の個人の情報を取ることが重要な時代になってきたという認識に立ったならば、前向きに御検討いただきたいと思う。

會田課長) 個人ベースの格差を考えると、OECDの方であれば、その世帯員の数でルートで割って1人当たりの収入を、また、その世帯の年間収入をルートで割って等価可処分所得で計算をしていくというやり方もあるかと思う。

舟岡委員) それは世帯のサイズを調整するという意味か。

會田課長) そういう意味である。

竹内会長) 舟岡委員のおっしゃったことは問題意識としては分かるが、それを仮にやるのであれば、支出の方も個人ベースでやらないといけないということにならないか。小遣いなどについても、誰が使ったかということが起こってくる。

舟岡委員) それは難しい。

竹内会長) それはそれでまた非常に面倒なことになるので、やはり、ほどほどのところで妥協しなければならないだろうと思う。

他に御意見等がなければ、本件については、国民生活・社会統計部会で審議していただくこととし、廣松部会長にお願いする。

(3) 答申事項

○ 諮問第 291 号の答申「平成 16 年に実施される国民生活基礎調査の計画について」(案)

総務省統計局統計基準部の山本統計審査官が資料 4 の答申(案)の朗読を行った。続いて、廣松国民生活・社会統計部会長が審議経過及び答申(案)の説明を行った。

廣松部会長)「平成 16 年に実施される国民生活基礎調査の計画について」は、8 月 8 日の本審議会で諮問され、国民生活・社会統計部会では、合計 4 回にわたり審議をし、答申案を取りまとめた。

この調査は、5 種類の調査票、約 25 万世帯を対象とする大きな調査であり、かつ内容も大変豊富なものなので、審議に当たっては、事前に論点メモを作成し、それに基づき御審議を頂いた。

4 回のうち、1 回目から 3 回目については既に御報告しているが、10 月 28 日に開催した 4 回目の部会では、お手元の資料 5 のとおり、第 100 回での意見の対応についての報告を受けた後、答申案の審議を行った。その結果、答申案については、一部文言の修正を行った上で部会として了承された。

引き続き、答申案の内容について、ポイントを絞って御説明したい。

答申案の全体の構成としては、「1 今回の調査計画」と、「2 今後の課題」となっており、そのうち、「1 今回の調査計画」の中では、今回は各調査票にわたって調査事項の見直しが主な変更点であったので、調査票ごとに調査事項の変更についてその評価を述べ、その後、集計事項に関しても触れている。さらに、今後の課題として、健康票の検討と調査方法の検討という大きく二つの課題を取り上げている。

まず、「1 今回の調査計画」の(1)調査事項の世帯票に関してであるが、世帯票については、お手元の答申案の 1)から 3)のとおり、大きく以下の三つの変更が計画されている。1)は就業状況に関する調査事項の拡充、2)は「別居の親・子への仕送り額」等の追加、3)は「住宅の敷地面積」の削除となっている。

このうち、1)の就業状況に関する調査事項の拡充については、世帯票や他の調査票で把握する事項とのクロス集計により、家庭における育児・介護の状況や世帯員の健康状態、さらには社会保険料の負担実態といった暮らしぶり働き方、つまり就業をめぐる国民生活の実態を多角的に明らかにすることが可能になるということから、適当とした。

2)の「別居の親・子への仕送り額」等については、経済的観点から見た家族の機能のよりの確な把握に資することから、おおむね適当とされた。しかしながら、本調査においては、福祉施設への入所者や学業のため別居している者等、世帯からの特定の転出者の有無についても調査をしているので、この情報を活用しつつ、別居の家族への経済的支援の実態をより明らかにするために更に工夫する必要があるという御意見が出た。そのため、仕送りが、福祉施設への入所者や病院への入所者に対するものか否か、あるいは学業のため別居している者に対するものか否かを区別

するように調査事項を変更するという事で、了承された。

3)の「住宅の敷地面積」については、前回、マンション等集合住宅に関する的確な把握が困難であったこと、また、当初目的としていた宅地資産額の把握の方法については更なる検討を要するものと考えられることから、今回の削除はやむを得ないとされた。なお、実施部局には引き続き検討をお願いしている。

次に、健康票についても、1)から3)にあるとおり、大きく三つの変更点がある。1)としては、悩みやストレスの原因に関する調査事項の拡充、2)としては、健診に関する調査事項の追加等、3)としては、飲酒や喫煙の状況といった生活習慣に関する調査事項の削除についてである。

これらのうち、まず1)の悩みやストレスの原因に関する調査事項の拡充については、今回新たに五つの選択肢を追加するという計画であったが、選択肢が多岐にわたり、類似の選択肢も見られることから、統計需要が低くなった選択肢や他でおおむね代替可能と考えられる選択肢を五つ削減して、結果的には前回の平成13年の調査と同じ29項目を選択肢とすることとなった。なお、この悩みやストレスに関しては、「2 今後の課題」のところでも取り上げている。

2)の健診に関する調査事項については、健康増進法が制定されたこともあり、この法律に基づく指針の策定など、健康増進対策のための基礎資料の整備に資することから適当とされた。

お手元の資料の参考4に、「厚生労働行政と平成16年国民生活基礎調査」と題した図表があるが、これが今回の国民生活基礎調査の調査事項と施策に関するものである。

削除を計画していた3)の生活習慣に関する調査事項のうち、喫煙の状況については、既にこの審議会の諮問時に会長からも御指摘があり、若い女性や未成年者の喫煙状況が注目されていること、また地方からも地域別のデータが欲しいという要望が部会の席で出されており、健康に関する基本的情報でもあるので、復活をすることにした。ただし、この答申文には、他の調査にかかわるため、明示していないが、お手元の資料の参考2の2ページ目に「平成16年調査体系」というのがあり、その中に国民健康・栄養調査というのがこの国民生活基礎調査の後続調査としてあり、その調査でもこの喫煙に関する項目が調査されている。ただし、この国民健康・栄養調査は、いわば生活習慣と健康増進という観点から調査をしているものであり、一方で、この国民生活基礎調査の方は世帯員の健康の基本的な情報を収集するために実施しているものである。ところが、平成16年は国民生活基礎調査の大規模調査年に当たり、国民健康・栄養調査は国民生活基礎調査の調査客体から無作為抽出した客体を調査することになっている。結果として、この国民生活基礎調査の健康票で調査する喫煙に関する基礎的な調査事項は重複して調査されるということになる。ただし、国民生活基礎調査及び国民健康・栄養調査の関係を考えると、国民健康・栄養調査は詳細な状況把握のための調査であるということ、さらに、国民生活基礎調査は基礎的な調査事項を調査するものであるということから、ある程度この調査事項の重複はやむを得ないと判断した。

健康票に関しては、最後になお書きとして「病気やけがなどで支払った費用」の

範囲に関する説明書きについて、内容が不明確な部分があったため、より分かりやすく変更するようにした。

介護票については、1)から3)に書いてあるとおり、今回かなりの変更が行われている。しかし、これらは平成12年の介護保険制度の発足後、関連の承認統計や業務資料などが整備されてきたことを踏まえたものであり、統計需要への的確な対応、さらには統計体系の整備、報告者負担の軽減等の観点から、適当とした。

所得票については、社会保険料を「医療保険」、「年金保険」、「介護保険」及び「その他」に細分化して把握することとしている。これについては、前回の答申を反映したものであり、また近年の医療、年金、介護等の制度の重要性が一層増していること、さらに、最近の所得再分配調査、すなわち先ほどの資料の後続調査の中に相当するものであるが、この所得再分配調査では、従来から社会保険料を細分化して調査しており、その結果を見ても、社会保険料の回答状況はかなりいい状況にある。更に「総報酬制」の導入を踏まえた上で、実査可能性について一定の見通しが得られたので、細分化に関しては適当とした。

なお、貯蓄票に関しては、当初変更の予定はなかったが、質問1の貯蓄現在高で株式等の評価を含んでいることや、質問2の貯蓄現在高の減少理由として実質的な支出をよりクリアにするという観点から、キャピタルロスについても聞いた方がよいのではないかという統計審議会及び部会での議論を受けて、貯蓄現在高の減少理由として、「株式等の評価額の減少」を追加することにした。

集計事項に関しては、今回、調査事項の拡充を図った就業状況等について、更に集計の充実を図る必要があるということから、子育て女性、中高年及びフリーターなどの集計について大幅な充実が図られている。なお、そのうちの「フリーター」に係る集計については、現在、例えば内閣府の国民生活白書等で同じような言葉が使われているが、必ずしも定義が統一されているわけではない。したがって、この国民生活基礎調査の集計に当たっては、この調査で用いている定義を明確にしておくことが必要であると記述をしている。

続いて、「2 今後の課題」について御説明する。まず、本調査の調査票のうち、特に健康票については部会において活発に議論が行われ、次の事項が今後の課題とされた。

まず、悩みやストレスに関しては、先ほど述べたとおり、部会でも悩みやストレスの原因の選択肢がばらばらに並んでいて構造的になっていないという指摘があり、また、国際的にも心の健康に関するデータの把握について議論されているということであるので、調査事項をより体系化し、悩みやストレスについてその実態をより的確に把握することが検討課題であるとした。

次に、「病気やけがで支払った費用」については、現在、正常な妊娠・分娩に要する費用や健診、予防接種といった健康の保持・増進・予防等を目的とした費用は、対象から除外されている。これらについては、部会及びこの統計審議会の場でもとらえた方がよいのではないかという御意見を頂いた。今後、これらの費用についても調査項目として含めることを視野に入れて、この調査事項の調査目的は何かを整理した上で、調査の範囲を見直すことが課題であるとした。

最後に、調査方法の検討についてであるが、本調査では5種類の調査票のうち3種類、すなわち世帯票、介護票及び所得票については他計となっている。その一方で、調査環境の厳しさから、特に地方の実査担当部局の方から、他計の調査票を自計にしてほしいという要望が出ている。これらのうち、特に世帯票については、記入に際して専門知識を要する調査事項も少なく、記入が比較的やさしいということから、実施部局の方からも前向きに検討したいという御発言があったので、それを踏まえて、特に世帯票については調査方法を自計に変更することについて検討課題とした。

答申案の補足説明は以上であるが、2点だけ個人的な感想とお願いを申し上げたい。一つは、専門委員として医師に加わっていただいたこともその一因かと思うが、今回の部会審議で健康票に関する議論が大変活発に行われた。全体としてこの健康票に関しては、おそらくその意識として、最初の調査の始まった段階では、例えば公衆衛生やけが、病気そのものに関心があり、焦点が当てられていたと思うが、最近では健康の保持・増進・予防という方に意識が移ってきたように思えるし、経済的にも、そして制度的にもそちらの方に対して大変強く関心が高まっていると思う。その意味で、今後の課題というのは次回の調査に向けて検討していただくというものだけを挙げているが、この健康票に関しては、中長期的な課題として、是非、現在の意識、さらには経済面、制度面を反映した形の検討をお願いしておきたい。

それから、二つ目は、この結果の提供の仕方についてである。お手元の資料の最後に、この調査の結果表一覧の案が出ているが、全部で1,000種類を超える。もちろん調査そのものが内容豊富なので、膨大なものになるのは当然だとは思いますが、その1,000種類を超える結果表の提供の仕方については、ユーザーの利便性の確保を含めて、今後一層の工夫をお願いしたい。

[質 疑]

舟岡委員) この国民生活基礎調査は、世帯と個人の生活状況を総合的にとらえる調査であり、非常にきめ細かく、情報量が多い調査として高く評価している。スタートしてから、例えば親子関係、親との同居、準同居等の家族関係の情報の充実や、介護票による調査を始め、今回の改正計画では所得票の中の保険料の内訳の詳細化を図り、就業状況に関する調査事項を追加するなど、いろいろと工夫改善がなされており、よりよい統計調査になっていると思われる。

しかしながら、調査内容が多岐にわたるということと、調査事項が増加したことで、調査客体にとって負担が大きくなってきていることも事実であり、回収状況が悪化していることを危惧している。

もとより、統計調査を意味あるものにするためには、目標とする調査精度を確保するということが重要であり、そういう観点から、この調査の本来の目的を時代のニーズと絶えずすり合わせながら、本当に必要性が薄れたものは減らしていくということや、調査開始後、既に20年近く継続して調査したことによって十分情報が得られ、相対的に情報の重要性が薄くなったものについては見直しをするといったような検討を是非やっていただきたい。

先ほど部会長の御指摘にもあったが、健康票について言うと、例えば傷病等につ

いては、医療費等も含めて調査をしているが、これについての正確な情報は最近では医療サービスを供給するサイドから把握することもできる。さらに、レセプトデータが電子化されたときに、それを統計化するということが既に決定しており、改めて世帯という需要者側から、どちらかといえば不確かな情報を収集することに意味があるのかどうか検討していただきたい。特にこの健康票については、所得票や貯蓄票、介護票等の他の調査票とクロスして使うというケースが余りない。

さらに、この健康票の中では意識を聞く調査事項がかなりある。「病は気から」ということもあって、意識は健康を捉える上で非常に重要な調査事項だとは思いますが、指定統計の中に意識を聞く事項を数多く盛り込むのは余り適当ではないという意見もある。

それに加えて、意識等については、その設問肢が排反的になっておらず、必ずしも調査客体にとって明確に区分できるようになっていない場合は、調査客体の主観なり、とらえ方によって、その回答がかなりぶれることになる。そういうぶれる質問事項、調査事項に対して25万の調査客体、どんなに小さい県でも大体その100分の1の2,500ぐらいの標本が確保されていると思うが、それだけの標本を用意して、調査精度を確保する必要があるのかどうか。個人的には、所得票等と同じように世帯票にぶら下がる形でその5分の1ぐらいの標本で調査しても十分な精度が確保できるのではないかと思うが、これは少し中長期的な課題として実施部局で御検討いただきたい。

須田委員) 先ほどの全国消費実態調査と同じような話になるが、この貯蓄票を見ていると、本当に時価と額面が混在していて分かりにくい。例えば、外債などはどこに入るのか。債券は額面ということだが、為替レートはどう扱うのか。また、先ほど定額貯金の時価という話もあった。実際にこういった貯蓄を持っているかどうかならば分かるが、その合計を万の単位まで出す必要があるのか。また、その下の間で、株式等だけの評価等について評価額の減少というふうを書く意味も分かりにくい。きちんと時価が把握できているのなら、そのキャピタルロスも分かると思うが、これによって出てきた数字の持つ意味としては正確性に欠けると思うので、もう少し簡易化していくという方法も考えていただきたい。

竹内会長) 調査実施部局としては、この貯蓄票の正確性をどのくらい期待されているのか。

大橋室長) 私どもでは、この貯蓄票については、従来は階級別にとっていたが、前回からは金額でとることに変えた。このことは、所得票は金額でとっており、実際にフローとストックの関係で、フローについては万円単位でとっているの、ストックも同様の階級では実際にどのくらいになるのか、いわゆる世帯の生活実態が把握できにくいのではないかというような問題意識もあって、このように変えたわけである。

所得については他計、つまり聞き取りでやっているが、貯蓄については、密封による自計で書いていただいております、この調査そのものの精度については、まだ一度しか金額による調査をしていないので、どれだけ正確に把握できているのか確たるものはないが、前回の所得階級等を見る限りでは、それほど大きなずれはないと考えている。

ただ、実際に万円単位まで調査することの是非については、この調査については

高齢者世帯や母子世帯などの類型別に集計をしているということもあるので、改めて検討させていただきたい。

それから、冒頭に部会長の方から御説明いただいた健康票について、一言申し上げたい。健康についての中長期的課題として、健康票を創設した当時とは時代が変わってきているので、統計のニーズというものを踏まえて、変更する必要があるのではないかという御指摘を頂き、それはもつともであると思う。

今回、健康については、心の健康に関する実態の把握であるとか、あるいは「病氣やけがなどで支払った費用」の見直しについて、具体的に課題を頂いた。

舟岡委員から御指摘のあった全体の調査客体をどうするのか、あるいは、そもそも健康票のターゲットとして何を求めるのかといったような問題については、悩みやストレスという心の健康の問題について今回見直しをするが、フィジカルな面における健康をどうするのかというようなことも念頭に置きつつ、今後、健康票全体の改善について見直しを行っていきたいと思っている。

竹内会長) 心の健康は重要かつ身近な問題だというのはそのとおりであるが、心の健康ということについて立ち入って聞くというのはプライバシーの問題など非常に微妙な問題もあると思う。かなり大規模な調査の中の健康票で、こういう非常に広範な問題をいろいろ聞くということが本当に適切かどうかということについては、私もちょっと危惧するところがある。

ある意味では、あれも必要だ、これも必要だというものを全部盛り込むわけにはいかないと思うので、場合によっては、別の調査が必要なのではないという気もする。そういう意味では、今後の課題について検討していただくのはもちろん結構であるが、心の健康の問題についてもっと拡充すべきだということには必ずしもならないと私は思っている。

廣松部会長) 基本的な考え方は、今、実施部局の方から御説明いただいたとおりでいいと思うが、もう少し積極的な意味で言うと、健康増進法もそうであるが、単なる寿命ではなくて、健康寿命という概念が大変注目されている。そのような中で、健康寿命等を実際に計算するときには、おそらくこの国民生活基礎調査のデータがその基礎になるだろうと思う。したがって、確かに心の部分をどこまで取り入れるかということについては十分検討すべき余地があるだろうと思うが、もっとポジティブな意味で、健康寿命の指標をつくる際の基礎資料としての役割というものも是非、今後考えていただきたいと思いますと思っている。

それから、もう1点だけ補足しておきたいが、現在、子どもの引きこもり、あるいは子どもにかかわるいろいろな事件が起こっており、この審議会の席でも、子どもの精神上的健全性に関することもこの調査でとらえられないかという御意見があったが、今、会長がおっしゃったような面、さらには専門委員として加わっていただいた医師の御意見等から判断して、これはかなり中長期的な課題であり、今回の計画、さらには今後の課題として取り上げるにはちょっと大き過ぎるかなということで、この答申の中では触れていない。

飯島委員) 今後の課題の中にもあるが、健康増進法ができたことを受けて、健康増進の基本的な方向を踏まえた設問がある。一方では、それが具体的にどのように行われて、

どの程度定着しているかということを経費用面から見るためにも、健康診断の費用、妊娠・出産の費用、あるいは予防接種といったけがや病気以外の項目も含めたトータルとして、健康保険機能の一環として支払ったものについては原則として入れて、国全体の社会保障費がどうであるかということと同時に、健康増進が具体的に裏打ちされた健康保険料としてどのように変化してきているのかということを経フォローする必要があり、この意味も含めて、これは調査の範囲に是非入れていただきたいと思う。

産業界も企業も、今は健康をどう維持してもらおうかということで、そういうインストラクターまで養成しているようなところもあり、高齢化を迎えているけれども、老健保険の量、費用や保険料をできるだけ削減していこうという努力も行われている。その健康増進の問題を大義名分にうたうのであれば、それをフォローする意味において健康保険面からどのような保険料が動いているのかということを経きちんと把握すべきと思う。

大橋室長) 飯島委員の御指摘はごもつともだと思うが、今回、いわゆる就業関係の情報も入れ、健康増進のことも入れて、非常に調査項目が増えてきており、その必要性和回答負担との関係を経どう考えるかという問題もある。それで、これについては少なくとも設問項目を入れるのかどうかということで検討したわけであるが、費用も含めて、次回には必ずこれについての調査項目を設定するということを経、今回は外したいと考えている。

飯島委員) これは、健康保持、増進、予防のために要した費用は含まれませんという1行だけを消したら済むのではないのか。

大橋室長) 仮にその情報をつかまえるとするならば、トータルでつかまえるのではなく、別途、この部分だけをつかまえる必要がある。

飯島委員) もちろん、それはそのとおりであるが、それほど行が増えるとは思わない。

大橋室長) 技術的な面からみて、そういうものの費用の範囲をどの程度にするのか、さらには今、実際にそういうものがきちんととらえられるのかどうかについて、もう少し検討が必要ではないかと思う。

竹内会長) 今、飯島委員がおっしゃったように、結果的には1行だけ、1問だけ増やすことで済むかもしれないが、それはやはり全部まとめてというわけにはいかないから、それほど簡単ではないと私は思う。そうすると、その部分というのがどこまで入るかということを経きちんと決めなければいけないというようなことになるので、当面はこれでやむを得ないのではないかと思う。

飯島委員) 個人的には不満である。

竹内会長) 不満でも、仕方がないのではないかという意見もある。

飯島委員) これは、非常に重要なアイテムである。健康増進のための健康診断や人間ドック、予防接種などというのは、既に健康保険の対象になっており、国の費用で払っている。そちらはどんどん増えているが、一方において、けがや病気の方は逆に減っているというような、きれいな相関関係にはないと思う。

だから、そういうことを経健康増進法できちんと書いて、国民に健康を促進するために人間ドックに入りなさい、あるいは予防接種もしなさいと奨励していることが、

具体的に実際がどのようになっているか費用面からフォローして、国の政策に反映させるといことは極めて重要なアイテムだと思っている。

竹内会長) 飯島委員の御意見とも広い意味で関連し、先ほどの喫煙の問題も同様であるが、この調査は非常に広い範囲で、しかも大きな標本で調査をするわけであり、健康や収入、資産など全部の関連項目について、いろいろな問題を細かく聞こうと思えば聞きたいことは山ほどある。それを全部、一つの調査票に入れてしまったらパンクしてしまうので、大きな調査票の方については大まかなものだけ押さえておき、細かいものについてはもう少しサブサンプルをとって非常に詳しく聞くといった、そういう体系的なつくり方をきちんとしておく必要があると思う。部分的にはいろいろあるが、例えば、資産についても、先ほどの全国消費実態調査で調べた資産のデータとこれをどのように結びつけるのか、あるいはそちらに詳しくあれば、ここにはなくてもいいのか。ただし、基本的な部分はとらえておかないといろいろな階層ごとのデータなどがつかめなくなるので、やはり全体の体系として考えていただくということが必要だろうと思う。そうしないと、何もかも必要であるとするならば、ものすごく調査が膨大になる。また、こっちにあるからいいということになると、それも全部落ちてしまって、本当に構造的に分析しようと思ったときにそれができないということになるので、その辺は調査全体の体系という観点から十分考えていただく必要があると思う。

廣松部会長) 今の飯島委員の御意見に関しては、当然部会でも同様の意見が出たが、結果としては、先ほど資料4参考2にある16年調査の体系のところでも申し上げたとおり、この国民生活基礎調査を基に後続調査が幾つか行われる予定である。その中にサンプル数が5,000ぐらいの国民健康・栄養調査も含まれている。先ほど実施部局からも説明があったとおり、本調査でこの費用のところこういうものをいきなり加えるというのはちょっと苦しいので、後続調査でもし可能であれば入れていただき、どの程度の精度が確保できるかということを検討していただいた上で、次回の19年本調査のときには、この国民生活基礎調査の中の調査項目として入れていただくという位置づけにしている。

竹内会長) 飯島委員としては、まだ御不満もあるかもしれないが、一応そういうことでよろしいか。

飯島委員) これ以上言っても仕方がないとは思いますが、ただ、バランスを欠いていると思うのは、この中に、違う調査でやるから削除するという項目がある。

例えば、後続の調査として国民健康・栄養調査というものがあるので、前段では酒とたばこについては、それとの重複は排除することになっているが、後段では、たばこは必要な項目なので残すことになっている。

大橋室長) たばこの問題については、私どもも当初、重複するので排除するという話をしたが、先ほど御説明があったように、いわゆる健康の危険因子として、健康に関する基本的な情報として、やはりたばこというものも重要ではないだろうかということでも部会、あるいは本審議会でも御指摘があり、その辺のところについて整理をした上で、調査をするということにしている。

実際には、その部分について重複があることも確かであるが、それについては、

後続の専門的な調査と、本調査の基本的な調査ということの住み分けが一応できているので、その辺の重複はやむを得ないと整理されたものと理解している。

竹内会長) 今の点について、ある意味では重複はやむを得ないと発言が、重複がないと困る面もある。つまり、非常に詳しく調査をすると、例えば、喫煙期間が何年ぐらいの人が何人いるといったようなことがいろいろと分かる。しかし、小規模サンプルによる調査であれば、喫煙者がどのくらいいるということは分かっても、それが全体で何人ぐらいいるかという全体の母集団の中での構造を調べるのにはサンプル数が足りないということがしばしばある。その場合に、ベーシックなことだけを非常に詳しく、大きな調査で調べてもらえれば、それは両方の情報を非常に補完的にうまく使えるということにもなるので、そういう意味で、私はやはり喫煙などについてもそれは必要だろうと思う。

今、病気等の治療費以外で健康増進のための費用などというのも、細かく分ければ沢山ある。そういう細かいことについては別の調査でさせていただいて、例えば、こういう大規模調査の中で、ある意味ではそれに関する総額だけをうまくつかまえることができるという調査をすれば、それはまたお互い補完的にうまく使えることにもなると思うので、そういう調査の体系を立体的につくっていただくということが望ましいと思う。

健康関連といっても、いろいろなレベルのものがあり、それをまた細かく分け出すときりがない。細かいことは専門調査でやっていただきたいと思う。

飯島委員) 少し違った角度からこの調査票をみた場合、人間ドックや健康診断を受けたことがありますかという設問があり、どこで受けましたか、結果はどうですかと続いている。

しかし、企業や産業サイドが一番注目しているのは、受けた場所がどこかということよりも、やはり何回受けたかということであり、年1回や年2回、あるいは随時ということが、産業界からみた場合には非常に重要な情報となる。

したがって、設問の数が増えてしまうかもしれないが、健康票の補問10-1の右サイドに少し余白もあるので、健康診断の回数について、年1回、年2回、それから随時というふうな頻度を入れるお考えはないのか。

大橋室長) この場では即答しかねるので、少し検討させていただきたい。

篠塚委員) 須田委員が御指摘したことに関連して、確認をしたい。先ほど「貯蓄票」について、どの程度金額の正確性を期待するのかという須田委員からの質問に対して、実施部局から、この「貯蓄票」に関しては、密封、自計式でやっているというような答えがあり、以前は階層別だったものを今回は実際の金額でとらえることとしたことでどうなったかについては、今後検討するというお話であった。

密封、自計式で調査することで正確性が期待されるということであれば、答申の4ページの最後の調査方法の検討での文章の中で、今、他計式で三つの調査票があり、これで正確性の確保を図っていると記述されているが、そういう文章との整合性がとれていないような気がする。むしろ、「貯蓄票」に関しては、密封、自計式により、もう既にある程度の正確性は期待できるという方向であるならば、全面的にこの五つの調査票全部を自計式でやってもいいのではないかと思うが、その点に

ついてはいかがか。

大橋室長) やはり、調査の精度がどれだけ確保できるのか、あるいは調査の中の専門的事項であるのかどうかというような観点から考えるべきであって、一様にはなかなか難しいのではないかと思う。

例えば、「介護票」については、被調査世帯がいわゆる要介護者であるので、中には痴呆状態にあるような方や、高齢の方もいらっしゃる。こういう方たちについては、やはり他計の方が望ましいと考える。

次は、「所得票」についてであるが、フローは他計で聞いているのに、ストックは自計で聞いているのはどうかということに関しては、貯蓄の場合と所得の場合とでは、どちらの方が記入しやすいのか、正確な情報が得られやすいのかということであろう。「所得票」については、調査設計をした当初から他計でやってきており、途中で貯蓄票を追加したわけであるが、現場での調査員の調査の難度等を考えて、貯蓄票については自計で、しかも密封という方法を探らざるを得なかった。

それならば、現時点で、「所得票」についても同様なことが考えられないのかということであるが、この調査については、厚生労働省が独自に調査系統というものを持っており、いわゆる都道府県から福祉事務所、それから調査員というようなルートになっているが、実際に調査員は福祉事務所の方からいろいろ指導を受けて調査をしている。その場合、福祉事務所にはケースワーカー等、いわゆる生活保護の認定などの事務に携わっている方が多く、上がってきた調査票についてその時点でいろいろチェックができるということで、現時点では他計方式になっている。

この「所得票」を見ていただいたら分かるように、世帯全体だけではなくて、個人別の所得もとっており、こういう精度が確保できているのは、やはり他計での福祉事務所経由で調査をしていることの効果ではないかと思っており、現時点では「介護票」と「所得票」については、従来どおり他計でやらせていただきたいと考えている。

竹内会長) 篠塚委員の発言に関して少し補足をすると、自計でもいいというのは、自計でも精度が確保できるということであり、密封でというのは、やはり貯蓄というのは非常にプライバシーにかかわることで、書きたがらないという面を考慮してのことである。

篠塚委員) 密封については分かるが、自計の正確性については今ひとつ理解できない。

竹内会長) それは必ずしも正確なものではないと思う。もちろん、先ほどの時価などの問題にしても、調査員が行って株券を全部出してもらえば、これはいくらですと聞き取れるかもしれないが、そのようなことをするといったら非常に抵抗感が大きくなって駄目になると思う。だから、私は貯蓄票の方はこの方法でやるよりほかに仕方がないのでないかと理解している。自計、密封というのは、必ずしもそれが一番望ましいやり方ではなくて、いわば家計の抵抗感との間で調整された結果だと思う。

それから、所得票はこういう形で調査する以上、やはり他計でやるのが望ましく、自計で調査したのでは後で一度確認するときにもものすごく大変なことにもなる。こういう詳しい調査をやる限りは、今、実施部局の答のように、他計でやるしかないと思う。

自計でできる部分はもちろんどんどん変えて、なるべく自計にさせていただいた方がいいと思うが、やはり他計でなければ調査できない部分もある。それから、本来なら他計でやった方が精度を確保する上には望ましいことかもしれないが、プライバシー意識やその他の点で他計にはできないという面もあるなどいろいろな状況の妥協の結果、現在の在り方があると理解している。

それでは、これ以上御意見がなければ、本案をもって当審議会の答申として採択してよろしいか。

(異議なしとの声あり)

異議がないようであるので、総務大臣に対して答申することしたい。

それでは、ただいまの答申に関し、調査実施者である厚生労働省大臣官房の坂田統計情報部長からごあいさつを頂く。

坂田部長) ただいまの答申の採択に対して、一言御礼を申し上げたい。

平成 16 年に実施される国民生活基礎調査については、答申にもあるように、少子・高齢化の進展、あるいは家族形態、就業形態の多様化といったことを踏まえて、保健、介護、年金等に関する国民生活の実態をよりの確に把握するため、調査事項の見直しを行った上で実施することを計画したものである。この計画案に対しては、8月8日の第608回の統計審議会で諮問され、その後4回にわたる部会審議を経て、本日答申を頂き、誠に有り難く思っている。答申の指摘事項については、平成16年調査に反映をしまいたいと考えている。

また、本日の議論も含め、今後の課題については、次回以降の企画に向けて十分に検討してまいりたいと考えている。

竹内会長、廣松部会長を始め、委員、専門委員の各位におかれては、熱心に御審議を賜り、厚く御礼を申し上げたい。

(4) 部会報告

1) 企業統計部会

平成 15 年 10 月 23 日及び 11 月 13 日に開催された第 79 回及び第 80 回の企業統計部会(議題:「経済産業省企業活動基本調査の改正について」)の開催結果について、舟岡部会長から報告が行われた。

2) 国民生活・社会統計部会

平成 15 年 10 月 10 日及び 10 月 28 日に開催された第 100 回及び第 101 回国民生活・社会統計部会(議題:「平成 16 年に実施される国民生活基礎調査の計画について」)の開催結果については、答申(案)の審議の際に審議経過と併せて報告された。

(5) その他

○ 指定統計調査及び統計報告の徴集についての承認の報告

総務省統計局統計基準部の熊埜御堂統計審査官から、平成 15 年 10 月における「軽微な事項」として統計審議会の調査審議の対象とならなかった「工業統計調査」の統計法第 7 条第 2 項による承認について、資料 6 による報告が行われた。